

## 第39回県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会結果概要

### 1 報告事項

#### (1) 地震発災時等に備えた協力体制の強化・推進

県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協議会から、豪雨による災害発生時等における迅速な情報伝達と地域住民の安全な避難・誘導対策及び大規模地震発生時の高層ビル等の対策について、また今後の取組として、富士山噴火に伴う降灰対策について報告を受けた。

### 2 協議事項

#### (1) 地方分権改革の推進について

地方の意見を最大限尊重した改革を進め、真の分権型社会が実現されるよう、国の出先機関の原則廃止も含めた地方への大幅な事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの廃止や、分権型社会にふさわしい税財政制度の構築を図ることについて、「地方分権改革の実現に向けた提言」をとりまとめ、国に対して提言することとした。(資料1)

また、首長の在任期間制限を条例に委ねる法改正の早期実現等について意見表明を行うこととした。(資料2)

#### (2) 国際競争力の強化に向けた首都圏の空港政策の充実について

我が国の国際競争力の強化に向けて首都圏の空港政策をさらに推し進めるよう、羽田空港の国際線機能の充実、羽田空港を核としたまちづくりや空港周辺の都市・交通インフラ整備、また、首都圏空港の更なる機能強化に向けた検討などについて、国に対して申し入れることとした。(資料3)

### 3 意見交換

#### (1) 水素ステーションの整備促進について

クリーンエネルギーである水素を利用した燃料電池自動車の普及に向けた水素ステーションの整備を広域的・計画的に進めるため、年度内に四州市と関係事業者で構成するかながわ次世代自動車普及推進協議会において整備促進計画を策定し、連携して普及啓発に取り組むこととした。

(2) 公共施設の老朽化対策等について

高度経済成長期を中心に整備を進めてきた道路や下水道、小・中学校などの多くの公共施設が一斉に改修・更新時期を迎える。そこで土木関連施設や土木関連施設以外の公共施設の老朽化対策、市有施設等の適正配置を進めるための住民との合意形成、技術面や財政面での国の支援策の在り方、運営コスト削減などの取組について情報を共有し、課題の解決に向け、四州市で意見交換を行い、共同で検討を行うこととした。

(3) 子どものネット依存症対策について

小学生、中学生、高校生を対象としたネット依存の実態把握や、ネット依存から子どもを守るための効果的な方法について、四州市で意見交換を行い、診断基準の作成など国に要望するとともに、共同で研究や検討を行うこととした。

(4) その他

ア) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組について

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を契機として、神奈川県を世界にアピールしていくために、四州市で連携・協力して取り組むこととした。

イ) その他

「潤水都市 さがみはらフェスタ2013」について、相模原市から紹介があった。

「横浜音祭り2013」について、横浜市から紹介があった。

「恋するフォーチュンクッキー 神奈川県バージョン」について、神奈川県から紹介があった。

「東海道かわさき宿交流館の開館」について、川崎市から紹介があった。

## 地方分権改革の実現に向けた提言

神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の四州市は、地域の自主性・自立性を高めるとともに個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、これまで地方分権改革に積極的に協調・連携して取り組んできた。

地方分権改革については、国において、地方分権改革推進委員会による数次にわたる勧告を踏まえ、今年6月に、第3次一括法が公布されるとともに、地方分権改革推進本部や地方分権改革有識者会議を設置し、調査審議が行われ、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針」の決定がされたところである。

また、第30次地方制度調査会において、道府県から指定都市への事務移譲等、大都市制度の改革等の答申が取りまとめられるなど、真の分権型社会の実現に向けて取組が一步前進しているものと評価している。

しかしながら、義務付け・枠付けの見直しについて、地方に裁量の余地のない「従うべき基準」が多く設定されていることや更なる見直しが必要であること、また、国から地方への事務権限の移譲について地方からの提案が実現されていないものがあるなど、取組が不十分な状況にある。

今後は、地方が自らの判断と責任において地域の実情に沿った行政運営ができるよう「国と地方の協議の場」等を通じて、地方の意見を最大限尊重した改革を推進することを強く期待するものである。

### 1 更なる地方分権改革の推進に向けた確実な取組を

政府は、今後の地方分権改革の方向性を明らかにするために取りまとめることとされた「今後の展望」において、地方の意見を十分に踏まえ、真の地方分権型社会の実現に沿った内容を盛り込むとともに、更なる地方分権改革の推進に向けた取組を確実に実行すること。

### 2 国と地方の役割分担の徹底した見直しによる地方への権限移譲を

(1) 国と地方の役割分担については、「補完性の原則」に基づき、徹底した見直しを行い、地方にとって行政サービスの実質的な決定権の拡大につながることを第一として、地方分権改革推進委員会勧告で示された内容にとどまらず、地方への大幅な権限移譲を進めること。また、権限移譲に当たっては、確実に、必要な税財源を一体的に移譲すること。

(2) 義務付け・枠付けの見直しについては、地方分権改革推進委員会の勧告で示された条項のうち、国において検討されたもののこれまで見直しが実施されていないものや同勧告において対象とならなかった条

項について、地方からの意見を十分踏まえ、早期に、廃止を基本として、政治主導による更なる見直しを行うこと。

また、見直しを行う際は、法制化により既に設定されたものの撤廃も含め、「従うべき基準」の設定は行わないこと。

- (3) ハローワークの地方移管をはじめとし、国の出先機関については、廃止を原則とし、人員の削減を含めた抜本的な事務事業の見直しを行い、都道府県・指定都市への大幅な権限と税財源の移譲を行うこと。

また、人員の移管については、国以上に大幅な職員定数の見直しを行っている地方の現状や意見を十分に反映すること。

### 3 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築を

- (1) 地方が自主的かつ自立的に行財政運営を行えるよう、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの一層の税源移譲について、具体的な工程を明示し、地方の役割分担に見合う地方税源の充実強化を行うこと。

- (2) 自動車取得税及び自動車重量税の見直しに当たっては、両税が地方自治体の都市基盤整備などの貴重な安定財源となってきた経緯等を踏まえ、地方自治体に減収が生ずることのないよう、地方税により安定的な代替財源を確保すべきであり、具体的な代替財源を確保することなく、両税を縮減しないこと。

- (3) 償却資産に対する固定資産税は、市町村の行政サービスを享受していることに着目して課する同税の性格や、行政サービスを提供する上での貴重な安定財源であることを踏まえ、国の経済対策等の観点から見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

- (4) 神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成25年3月の最高裁判決は、地方の課税自主権が、あまりに狭い範囲に止まっていることを示したものである。現在の法律では、地方分権の推進や課税自主権の積極的な活用を図ることが困難と言わざるを得ない。

この判決の補足意見で、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたことを踏まえ、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。

- (5) 国の中期財政計画では、歳出特別枠等をリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへ切替え、歳入・歳出面の改革を進めるとしているが、地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税の総額を確保すること。

また、地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応することとし、臨時財政対策債は平成25年度をもって廃止すること。

なお、平成25年度において地方公務員給与の削減を目的に地方交付税の削減が行われたが、国の政策目的を果たすための手段として地方交付税を用いることは、地方共有の固有財源という性格を否定するものであり、このような国による一方的な政策誘導や義務付けとなるような措置を二度と行わないこと。

(6) 地方自治体間の財政力格差の是正については、地方交付税総額の充実をはじめ、地方税財政制度を抜本的に改革する中で行うこととし、地方法人特別税は、速やかに地方税として復元すること。

(7) 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきであり、国は速やかにその工程を明らかにすること。

それまでの間、国庫補助負担金について、首都圏の都市基盤整備等の意義や役割を踏まえた行政需要を斟酌した上で、各団体が担うべき事業の必要額を安定的かつ確実に確保し、国の一方的な財源捻出の手段として総額削減は行わないこと。

また、地方自治体間の財政調整は、地方交付税により行うべきであり、国庫補助負担金等による財政力格差の是正は行わないこと。

さらに、地域自主戦略交付金の廃止に伴い、各省庁の交付金等に移行されたものを含め、事務手続をより一層簡素化するなど運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。

(8) 国において新たな施策や制度改正を実施する場合は、事務費用も含め、国が責任をもって全額を負担し、地方に財政的な負担を生じさせないこと。

(9) 安心こども基金による事業等、現在基金を財源として実施しており、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべきものについては、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財政措置を講じること。基金事業の進捗状況に応じ必要なものは期間を延長するとともに、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、更なる要件の見直しを行うこと。

#### 4 「国と地方の協議の場」の実効性ある運営を

国と地方の協議の場については、国と地方が対等な立場で協議を行い、引き続き地方の意見を真摯に受け止め、確実に政策に反映させること。そのため、国は、政策の立案の段階から、法に基づく分科会も含め、協議事項について十分に説明するなど、実効性のある協議の運営を行うこと。

また、地方側の議員の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるように見直しを行うこと。

#### 5 地方自治法の抜本改正を

現行の地方自治制度は、地方自治法等により地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっている。そこで、地域のことは地域住民が決めることができるよう、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を踏まえた新制度の構築に向け、早急に地方自治法を抜本改正すること。

#### 6 真の分権型社会にふさわしい道州制の議論を

道州制は、真に地方分権を推進するためのものでなければならず、また、国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、その議論に当たっては国の出先機関の原則廃止及び国から地方への大幅な権限・税源の移譲、基礎自治体や大都市制度のあり方等について、「国と地方の協議の場」の活用などにより地方の意見を十分に尊重すること。

また、道州制の議論にとらわれることなく、国の出先機関の原則廃止、国から地方への権限移譲及び都道府県から基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、税源移譲の推進等の改革を一体的に進めること。

平成25年10月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

内閣府特命担当大臣(地方分権改革)

新藤 義孝 様

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

横浜市 長 林 文 子

川崎市 長 阿 部 孝 夫

相模原市長 加 山 俊 夫

## 首長の在任期間制限を条例に委ねる法改正の早期実現について

神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の四州市は、首長の在任期間の制限について、これまでもアピールしてきたところであるが、地方の自主性・自立性を高めるとともに、地方政治改革を推進するため、本日、改めて、次のとおり意見を表明する。

首長の在任期間については、地方分権の基本的な考え方である各自治体の「自己決定・自己責任」の原則を尊重し、法律により一律に制限するのではなく、多選制限の是非や具体的内容を条例に委ねる仕組みとするよう、関係法令を早急に改正すること。

平成25年10月17日

神奈川県知事	黒	岩	祐	治
横浜市 長	林		文	子
川崎市 長	阿	部	孝	夫
相模原市 長	加	山	俊	夫

## 国際競争力の強化に向けた首都圏の空港政策の充実について

24 時間国際拠点空港化が進む羽田空港においては、アジアや欧州・北米諸国との国際定期便の就航本数、旅客数が増加するなど、着実な進展が見られるところですが、我が国の国際競争力の強化や利用者の利便性の向上のためには、今後、国際線機能を一層充実させることが必要です。

また、近い将来に再び満杯になると予想される首都圏の空港容量については、将来を見据えた拡大などの対策にも取り組んでいかなければなりません。

併せて、羽田空港の再拡張・国際化を契機として、空港周辺の自治体はその効果を享受し、共存共栄していくための取組も緊急の課題になっております。

こうした中、国においては、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえ、首都圏空港の機能強化と都心アクセスの改善の検討、オープンスカイの戦略的な推進やビジネスジェットの利用環境の整備等を実施することとしています。また、日本再興戦略には、国の成長戦略を実現するため、大胆な規制改革等の突破口として「国家戦略特区」の創設が位置づけられ、関連する取組が進められているところです。さらに、2020年のオリンピック・パラリンピック開催地に東京が選ばれたことも踏まえ、年間合計発着容量75万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向け、具体的な検討に着手することを明らかにしたところです。

一方、空港周辺の自治体においても、羽田空港国際化の効果を最大限に活用した京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の取組などを進めているところですが、こうした取組をさらに推進するためにも、首都圏の空港政策のより一層の充実が不可欠であることから、特に、次の事項について積極的に取り組まれますよう、羽田空港再拡張事業への資金協力者である神奈川県・横浜市・川崎市に、相模原市を加えた神奈川に位置する四団体として、申し入れます。

### 1 羽田空港の国際線機能の充実等

我が国の国際競争力の強化に向けて、騒音等周辺環境への影響に配慮しつつ、次の項目について積極的に取り組むこと。

#### (1) 国際線の就航路線・発着枠などの更なる充実

国際線9万回への増枠を達成するための国際線旅客ターミナルの拡張工事を着実に進めるとともに、現在決定している発着枠については、需要の変化に応じて国内線から国際線への振り替えを柔軟に行うなどにより、国際線の増枠を進めること。

また、昼間時間帯の増枠分における高需要・ビジネス路線の確実な就航に向けた取組、航空協議で合意されいながら未就航状態となっている路線の早期就航を促す環境整備や深夜早朝枠の有効活用、国際的な競争に見合う空港着陸料の設定など、羽田空港の国際線機能について一層の充実を図ること。

さらに、深夜早朝時間帯においては、利用者の移動手段確保のため、空港と各都市を結ぶバスなどの公共交通機関の充実や空港周辺の宿泊施設の整備などについて、国として主体的な取組を進め、利用者の利便性の向上に取り組むこと。



## (2) 航空機騒音対策の実施

発着回数の拡大に伴い、新たに発生する航空機の騒音対策などについて、平成 25 年度から羽田空港周辺環境対策に係る取組が始まっていますが、環境影響評価で示した環境保全措置を確実に実施するなど、更なる騒音の軽減に取り組み、特に、深夜早朝時間帯の飛行については、十分配慮すること。

また、今後、飛行ルートを変更する際には、周辺自治体と事前に協議するとともに、地元住民に十分説明すること。

## 2 羽田空港を核としたまちづくりや空港周辺の都市・交通インフラ整備に向けた取組

特区間の連携強化を図るため国により設置された「アジアヘッドクォーター特区と京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の連携に関する検討会」や、国と空港周辺の自治体が一堂に会する「羽田空港を活用したまちづくり懇談会」の場などを通じて、周辺自治体によるまちづくりの連携等について意見交換を行うなど、空港周辺の自治体がともに発展するための取組を、国の主導で、着実に進めること。

また、このような取組を通じて、東京と神奈川を結ぶ連絡道路等について早期に具体化するなど、羽田空港の国際化を活かした周辺のまちづくりと一体となった戦略的な都市・交通インフラ整備について、国が積極的な取組を進めること。

## 3 首都圏空港の更なる機能強化に向けた検討

将来の空港容量の拡大を含む首都圏空港の更なる機能強化に向けた検討にあたっては、神奈川四団体を含む関係自治体等の意見を十分に踏まえ、国の負担と責任において取組を進めること。

平成 25 年 10 月 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治

横浜市 市長 林 文子

川崎市 市長 阿部 孝夫

相模原市 市長 加山 俊夫